

文 教 厚 生 建 設 委 員 会  
令和 7 年 6 月 25 日（水）  
午前 9 時 29 分開議

---

議員定数 9 名

出席議員 9 名

|       |       |
|-------|-------|
| 板橋 真弓 | 岡本 喜好 |
| 梅本 知江 | 阪本 久代 |
| 堀内 和久 | 垣内 憲一 |
| 岡本 安弘 | 南出 昌彦 |
| 土井裕美子 |       |

会議に付した事件

1. 議案第 9 号 財産の貸付について

説明員

|         |       |         |       |
|---------|-------|---------|-------|
| 副 市 長   | 小原 秀紀 | 教 育 長   | 今田 実  |
| 危機管理監   | 大岡 久子 | 総合政策部長  | 井上 稔章 |
| 政策企画課長  | 辻本 真吾 | 総 務 部 長 | 中岡 勝則 |
| 財 政 課 長 | 三嶋 信史 | 消 防 長   | 永井 智之 |
| 経済推進部長  | 三浦 康広 | 建 設 部 長 | 石井 隆博 |
| 上下水道部長  | 堤 健   | 健康福祉部長  | 犬伏 秀樹 |
| こども課長   | 野間 郁弘 | 会計管理者   | 兼井 和彦 |

その他関係職員

職務のため出席した者

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 笹山 奨  | 事務局次長 | 森本 和也 |
| 議事調査係長 | 中井 ユリ |       |       |

(午前9時29分 開議)

○委員長(板橋真弓君) ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査事項は、6月23日の本委員会において継続審査することと決した議案第9号 財産の貸付についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

---

## 1 議案第9号 財産の貸付について

○委員長(板橋真弓君) 議案第9号 財産の貸付について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

こども課長。

○こども課長(野間郁弘君) おはようございます。月曜日の委員会におきましては、十分な説明ができません申し訳ございませんでした。また、本日は改めてのご審議ありがとうございます。

それでは、議案第9号 財産の貸付について 追加の資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、資料の1番なんですけども、5月13日に開催された審査委員会の結果となっております。6つの審査項目がありまして、各項目10点で合計60点満点となっております。60%、36点っていうのを候補者の決定条件として審査をいただいた結果となっております。

次に、資料の2番なんですけども、今回の申し込み書類の中から収支計画書を抜粋したのとなっております。B型作業所の就労支援事業と地域食堂などの運営に係る収入と支出が掲載されております。

続いて、月曜日の委員会において様々なご質問、ご意見をいただいている中で、改

めて今回の貸付の経緯も含めてご説明いたします。4月に開園しました紀見こども園の建設にあたり、公共施設等適正管理推進事業債を活用しておりまして、統合する施設については5年以内、令和10年3月末までに、橋本市の所有から離す必要があります。その方法としては、大きく売却や除却の2つがあります。そのような中で、紀見保育園について当該法人より、先日ご説明しました事業内容をもって施設をお借りしたいという要望がありましたので、市として適正債の条件を果たすという前提がある中で、令和10年3月末までであれば貸付が可能であるということと、有償であるということを法人に説明して、法人がそれでも構わないということでしたので、貸付の公募を行なったところ、当該法人から申請があったものです。月曜日の委員会で、法人との意思疎通が不足しているのではないかというご意見もいただきましたので、改めて候補者法人と話をさせていただきました。購入を前提とした貸付ではないということと、令和10年3月末までの貸付というところについて、市と法人、双方が同じ認識であるということが確認できました。また、その際に、売却に関しまして、参考の価格として固定資産評価額をお伝えしたところ、価格によって購入が難しいということでしたが、今回の貸付期間中は、しっかり事業を行うとともに、貸付期間終了後も継続して事業を行なっていきたいという思いの中、購入の意思はあるというお返事を改めていただいたところです。

市としましては、貸付期間終了後、改めて売却・除却の事務に入っていくことになるんですけども、歳入の確保につながることから、まずは売却の方向で進めて、公募により、改めて売却先を決定していきたいと考えています。もし売却できない場合は、除却していきたいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長(板橋真弓君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

堀内委員。

○委員(堀内和久君) おはようございます。

よろしくお願いいたします。よくわかりやすく、結構、聞いたことを的確に、情報は返ってきたというふうな気持ちでおります。ありがとうございます。

課長言われたとおりになればいいかなとは思うんですけど。基本、値段は個人情報になろうかと思うんで、それ相当の値段、3年後リースが終わったときにその値段で買ってくれればいいですねっていうことで、私は承知できると思うんです。ただ一個、議事録に残しておきたいのは、今現在で解体したら概ねどれぐらいっていうのだけは、未来に対してのメッセージは置いといてほしいなどは、個人的には思うんです。大体、今現在で解体したらどんなもんなんかっていうのは、やっぱり把握しといたほうがいいと思います。

僕はこれは、こういう福祉関係でやってただけなんやったら、こういうとこに貸していくっていうことには抵抗はないんですけど、やっぱりその3年後、最適化事業債っていうのがどうしても引っかかるとって、ほかの物件との整合性がとれへんだら、やっぱりちょっと具合悪いと思うし、有利な起債やから、今後もそれを使ってスクラップアンドビルド、市が進めていくのに、やっぱりこういう入口と出口っていうのは、きっちり整理しとかんとあかんと、ほんでまあ、当該法人が3年間のリースでもやむを得ないんで貸してくださいっていうことが意思疎通とれとんであれば、これ以上私は聞くことはございませんので、ありがとうございます。

解体費用だけ。概ね、もしわかれば記録として残しといてください。もうそれ以上は、私は結構でございます。

○委員長(板橋真弓君) こども課長。

○こども課長(野間郁弘君) 解体費用なんですけども、建築住宅課に試算していただいた数字になるんですが、これまでの市で持ってた鉄筋コンクリート造の建物を解体した際の単価を参考にしまして、物価上昇率等を勘案しまして単価をはじいてもらったもので積算しております。金額としましては、大体4,700万円の解体費用がかかるという試算になっております。

以上です。

○委員長(板橋真弓君) ほかにありませんか。

阪本委員。

○委員(阪本久代君) おはようございます。

今回出していただいた資料の中で、この事業収支計画は妥当かというところで、5人の方合計した50点になるんですけど、合計24点で、一番ここが評価が低かったところになっています。一番心配なのは、今、経過を説明の中で、要望があったっていうことではあるんだけど、とにかく、前回の中でも、会社設立っていうか、それが要望した後っていうか、応募した後っていうか、その辺の経過から見ても、本当にここの法人が、まあ、奈良でやってるのをそのまま持ってくるんだっていう説明ではあるんだけど、本当にここの法人が3年間この計画、この収支計画も含めてでやっていけるのかどうかっていうのが一番心配なところですよ。

それと、奈良のほうは、もう閉めたって、この間の説明ではおっしゃったような気がするんですけど。今現在その利用者さんとか従業員さんが、どうされているのかっていうのもすごく心配なんですけども、そこはいかがでしょうか。

○委員長(板橋真弓君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）おはようございます。よろしくお願いいたします。お答えいたします。

まず、事業の収支計画というところなんですけれども。月曜日ご質問いただいた際にもお答えさせていただきましたが、まず、利用者、従業員が、今回新しく法人事業所B型作業所を立ち上げるにあたって4人と10名、こちらのほうに来られるというところの中で、プロポーザルの中でご説明があつて、こちらの収支の収入であるとか、或いは支出の部の工賃、人件費、そのあたりについて、その人数を1年目は使って、2年目、3年目については、そこから利用者について2名ずつ、1年ずつ増えていくというような形での計画というふうになってございました。その中で、各委員2名ずつが増えるのが妥当なのかどうかであったりだとか、新規事業の中で、自分がこれまでやってきた事業所があつてそこから来てもらうとかではなしに、今、委員のほうからでもご質問ございましたような、他部署からそういう話はできてるけれどもっていうところの中で、それぞれ委員の考えの中で、この採点というのがばらつきと言いますか、評点が出ているのかなというふうに思っております。

あと、その従業員と利用者、今現在どうしているかという点についてなんですけれども。これ先ほど、こども課長ご説明させていただいた中で、法人と先日お話しさせていただいたんですけれども、その中でも改めてちょっと確認はさせていただきました。奈良の事業所自体については、8月末か9月かまでは事業のほうは、まだ継続しているというところでごございました。その中でこちらの事業所、すみません。ここちょっと一点、月曜日からちょっと訂正になってしまうかもわからないんです。申し訳ございませんが、8月1日を目処に事業の開所予定というお話を

させていただいたんですけれども、まあそういう、移ってくる兼ね合いであるとか、準備等ございまして、9月1日の開所になるかもしれないというふうなお話をいただいております。向こうの事業所は8月31日までは、利用者さん、従業員は向こうの事業所でおつて、9月1日に合わせてこちらのほうに移ってくるというようなタイムスケジュールであるというふうには確認させていただいております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）おはようございます。資料の一番下の賃借料の評価点なんですけれども。これは評価格に基づいて機械的に算定したっていうふうに伺ったんで、多分これ疑義なく機械的にやってるのかなと思ったんで、そうなったときに、何か疑義を挟む余地がないので、皆さんそこで10点になるのかなと思ったんですけれど。皆さんこれ平均で6点になってるんですけれども、これはどういう理由で6点にしてるのか。要は、その上のほうの整合性があるかどうかですね、事業内容として整合性あるかってとか、3番目のところであると、結構皆さん高い点数を付けられてるので、特にその目的に対して問題なければ高得点が出るのかなと思ったんですけれども、その5点っていうのが、妥当であれば5点なのか、妥当だと10点になるような、その評価点数になってるのかちょっとわからないんです。

○委員長（板橋真弓君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）こちらの採点方法なんですけれども、市として最低の価格って言うんですかね、スタートラインと言いますか、その金額というのは、先日来ご説明させていただいた計算式に基づいて機械的に出ている数字でございまして、そこから提

案型でございますので、さらに自分のところはこういう根拠があるから上乘せするよっていう、そういうご提案方式なので、その金額いかんで、ここの評価というのは各委員ばらつきが出てくるような評価が出てくるってような形になっております。ですので、今回は、市が提案させていただいた、いわゆるベースとなってる金額で、そのままきいているところの中で、このような評価の金額っていうのに各委員なっているところとございます。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）この採点の基準なんですけども。何て言うか、この各委員の何か主観でこんなもんかなっていう感じで付ける点数なのか、いやいや10万円やったら10万円のプラマイ5%以内やったら6、10%以上うえやったら7点にするとか、何かそういう基準があって、絶対的な何か基準というのがある中での評価になってるのかだけお伺いしたいと思います。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）ただ今の質問なんですけども。絶対的な基準があるんかっていうところなんですけど、そこまでの基準は設けておりません。ですので、一定ちょっとある程度、委員さんの主観が入ってるものもあると思われます。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ごめんなさい。一個だけ聞くの忘れたんですけど。僕の解釈と間違っちゃったらあかんので確認しときたいんですけど。買い取りをもし順当にしていたとき、これ固定資産税っていうのが、木造やったら何年とか、鉄筋がとか、耐用年数あるじゃないですか、これ昭和59年やから、僕の解釈が間違ってたかったら、50年経ったら固定資産税はある一定のこう何て言う、あれ

を果たした形になるという解釈でおるんですけど。っていうのは、そこら辺ね、買ってしまったら固定資産税っていうのが、すごいあろうかと思うんで、ちょっとそれだけ確認だけ、忘れてました。すみません。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）固定資産税なんですけども、一応、税務課にちょっと確認しましたところ、鉄筋コンクリート造の耐用年数は65年っていうふうに聞かせていただいています。

○委員長（板橋真弓君）ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（午前9時45分休憩）

（午前9時45分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 財産の貸付について を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

いたします。お疲れさまでした。

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありません  
ので、私と副委員長において作成いたします。

（午前9時46分 散会）

これをもって、文教厚生建設委員会を散会

---